

令和4年度青森市新事業チャレンジ支援補助金 実績報告関連の留意事項について

本資料の記載事項は「令和4年度青森市新事業チャレンジ支援補助金募集要項」を基に作成しています。
詳細については同募集要項を再度御確認ください。

1 対象経費の経理

- (1) 補助対象経費の契約・発注先の選定に当たって、支出予定額（税込）が30万円を超える場合は、経済性・合理性を確保するため、2者以上から見積書を取得し、最低価格を提示した者を選定してください。
契約・発注の性質上、2者以上から見積書を取得することが困難な場合は、「一者から見積書を取得して契約する理由書」を実績報告時に提出してください。
- (2) 補助対象経費は、割引やポイントの利用があった場合、その差引後の金額が対象となります。
- (3) 銀行振込の際に、相手方が振込手数料を負担した場合は、その分相手方が値引したものとみなし、値引後の金額が補助対象となります。
- (4) 実績報告の際には、補助対象経費に係る請求書、振込受領書、領収書の写し等の支出を証する書類を確認します。これらの書類が確認できない場合は、補助対象経費とすることはできません。
- (5) 当該事業における全ての支払いは、実績報告書の提出期限（令和5年1月31日）までに完了してください。

2 費目別の追加提出書類

実績報告等における主な追加提出書類は以下のとおりです。

費目	追加提出書類
機械装置・システム構築費	<ul style="list-style-type: none">・リース、レンタルの場合は、契約当事者、対象物、契約期間、契約金額等が分かる書類。・中古設備等の場合は、3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された見積書の提出が必要です。・汎用品(※)の場合は、専ら補助対象事業に使用されるものであって、物品の使用・設置状況などから新たなサービス等の提供と不可分なものであることを示す資料。 <p>〔 ※ 例えば、事務用のパソコン、事務用のプリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、カメラなど 〕</p>
専門家経費	<ul style="list-style-type: none">・講師等から指導を受けた日時、場所、担当者、指導内容が分かる書類
クラウドサービス利用費	<ul style="list-style-type: none">・契約当事者、対象サービス、契約期間、契約金額等が分かる書類
外注費	<ul style="list-style-type: none">・契約書及び成果報告書等の写し
研修費	<ul style="list-style-type: none">・受講等をしたことが分かる書類
旅費	<ul style="list-style-type: none">・行程表及び出張に係る日時、場所、担当者、業務内容が分かる報告書
開発費	<ul style="list-style-type: none">・原材料の受け払いが分かる受払簿（任意様式） <p>〔 ※ 原材料等は、補助対象事業完了時点での未使用残存品に相当する価格は、補助対象となりません 〕</p>

（裏面に続く）

3 国等に係る補助金の併給について

本補助金では、本補助金で実施しようとする事業について、国、都道府県、市区町村その他機関から補助金の交付を受けた場合、補助対象としていませんので、国等から補助金の交付を受けることとなった場合には速やかに御連絡ください。

4 注意事項

- (1) 補助金交付決定額は、補助金交付の上限を示しています。補助対象事業完了後に補助金の額を確定します。
- (2) 補助金は、令和5年1月31日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後に精算払となります。
- (3) 補助対象事業完了までの間において、補助対象者としての要件又は補助対象事業としての要件を満たさなかった場合、交付決定が取り消しとなり、補助金の交付は行われません。
- (4) 補助対象事業の進捗状況確認のため、実施状況について報告を求めることがあります。
- (5) 補助対象事業又は補助事業者に対して、青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による不開示情報以外の情報は、情報公開の対象となります。
- (6) 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）第15条各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (7) この決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただきます。
- (8) 令和4年度青森市新事業チャレンジ支援補助金募集要項11ページ「9 補助事業者の義務」(4)に定める取得財産等管理台帳の様式については、様式第12号（第14条関係）「令和4年度青森市新事業チャレンジ支援補助金取得財産等管理台帳」を使用してください。

(連絡先)

住 所 〒030-0801 青森市新町一丁目3-7

青森市役所 駅前庁舎3階 経済部 新ビジネス支援課

TEL 017-734-2378、734-2379